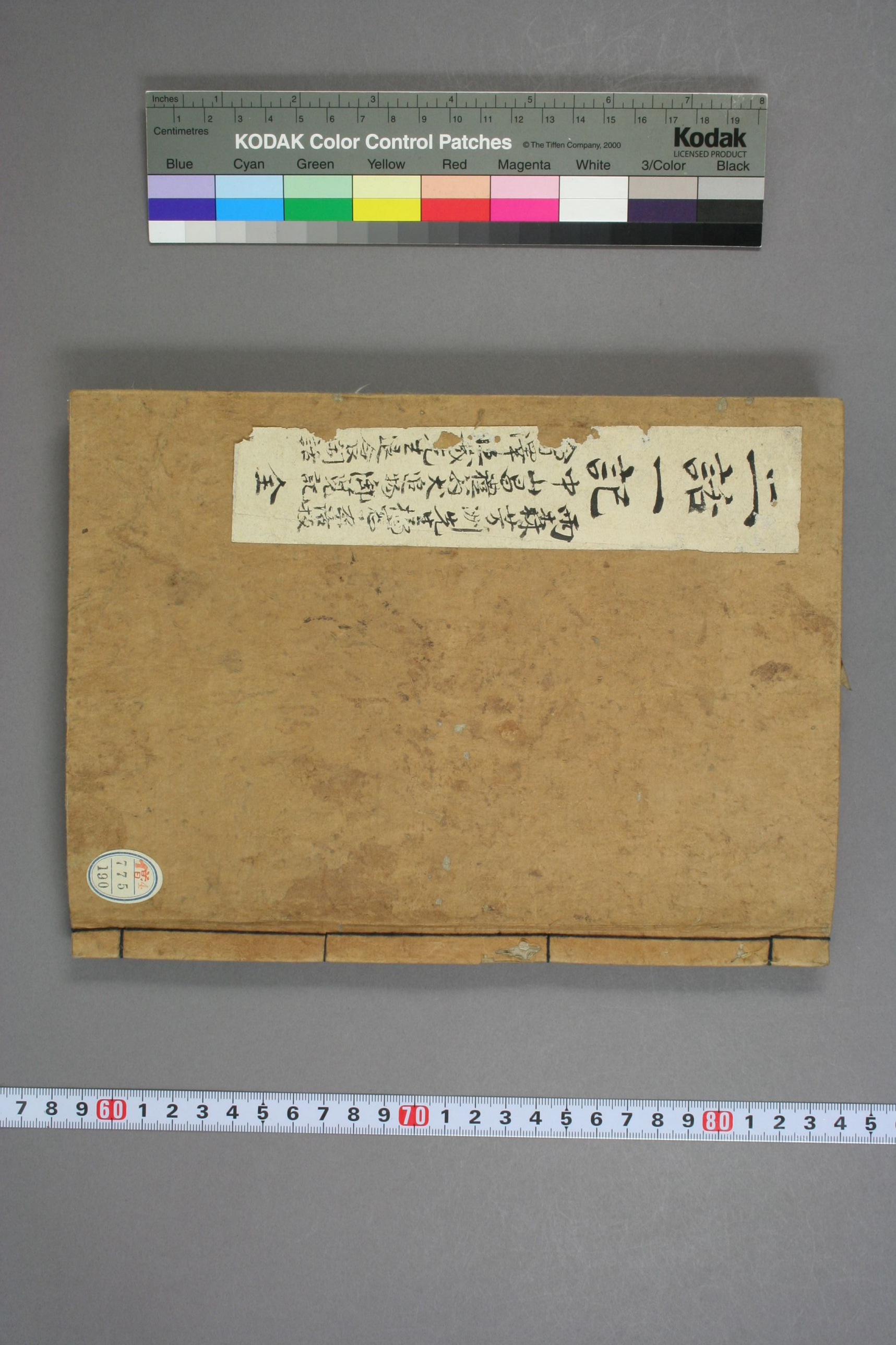
KODAK Color Control Patches
© The Tiffen Company, 2000
Kodak
LICENSED PRODUCT
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black

芳洲兩森翁橋窓茶話拔萃
公幹中山翁犬追物御覽記
恒藏會澤翁退食閑話

二話一記

曾4 775 90

東京帝國大學圖書之印

篁齋家書

芳洲先生橋窓茶話序

無言乎可矣苟有言者必爭之者必有私之者必有而之而無爭氣焉爭氣者言能教誨人者必有集今之講道也以建己之言加諸有爭之人之寃預己則失然宣惟儒士哉士大夫之處世也之舉類於是古人有言曰有爭氣者不可與言無知言哉芳洲

東京帝國大學圖書之印

先生風儀濂洛之學邀以儒術筮仕於芸高進至原任用人身居於醫官閣南以通異邦之志壽過八十

云麓尚与有取乎蓋學之博恰之義
於修飾之間色之平何有且夫所
履廣狹明文物有足以徵英聖之
遺風則游觀廣覽之資所以待朱
一大眼孔即世指神之至之所不可
企及夫在所已而猶蠕而動論而言
雖瓌瑋而迹非無傷證昌今放蘧
撥內外事寬容於物不擾人以自
樂以彼參此之則教之所以作乃
益於人者也迹倉之暇嘗論子弟
論著志翰彙集年卷自命曰梢窓

茶話夫言曰天惟一道理無二致立教
有異身備示一是可以槩一編之
趣撥也釋喫茶尚且視之猶同
胞況乃其他乎如此則等夫爭
氣志可謂教之所未也已又所以
得能勝夫任而無有敗事也而合所
付出謄寫騰諸世恨無善本寫出肆
集請余校閱之鉛槧數四苦乎不可
殺警子之胥書牧係而後卒業於
乎茶話之成已四十年年今乃與國
字雜著併上梨棗未暇之難未如之

何如索善本俟河之清故於於為序
爾如詩之行百里者半於九十其此
之謂乎余庭請贅卷首爾
天明六年夏五月序於浪華筱庭道

橘窓茶話抄

對馬　雨森芳洲　著

大正二年一月一日寄
中村楠雄氏贈

或問何以致道德之士曰子能好學則道德之士自至矣古人云請從隗始眞有用之言也

見（ミル）視（心ヲトメテミル）觀（ミテミル）覽（ミワタス）覩（ヒヨクミル）瞻（アフギテミル）瞰（ウツムキテミル）矚（氣ヲツケテミル）

聽（ミツケタ）惟一味留字各異其義凡字皆然字學不以不講

閑雲霧覩白日晉書又如景星鳳凰之見先覩之爲快韓文覩字可知

年少攻學者能如甯越之用力則十年工夫可以爲域內之雄矣蓋每日作詩一首

每月做文三篇讀書除四書五經外一日讀半卷積至十年當得詩三千六百首文三百六十篇書一千八百卷如是而學不成緒者未之有也今年少者名爲攻學而十年之內能勾此數者千中難得一人然則虛過歲月實無一年工夫與孟子所謂專心致志者殊矣夫工人之於業也頃刻有所休歇則不能以養活家口是故寅而作酉而輟不少釋手疾病則强之支故則則避之如看花請酒皆辭不赴彼攻學者若能如此則可謂真用工夫矣說苑卷三建本篇曰甯越中年鄙人也苦耕之勞謂其友曰何爲而可以免此苦也友曰莫如學々二十年則可以達矣甯越曰請十五歲人將休吾將不休人將臥吾不敢臥十三歲學而周威公師之夫走者之速也不過二里止步者之遲也而百里不止今甯越之材而久不止其爲請候師豈不宜哉

韓子有尊王賤霸之說我人不知文義遂謂霸是可諱之號最爲可笑夫莫尊於天子其次曰公侯伯子男皆有土地人民而傳世者也王室無人國步艱難當斯之時有人焉脩道行義而有富强之國者天下推之尊爲盟主名之曰霸上以維持王室下以定集衆庶下天子一等其尊豈有外乎此乃出于時勢之自然而不得已者也三王以仁義五霸以詐力故韓子有尊王賤霸之說其所賤者在詐力而不在霸號故桓文人稱之以霸而不却項羽以霸自

稱而爲貴向使五霸以仁義自居則與文王之爲西伯同揆而不二惟見其德之盛何可賤之有乎由是觀之以霸爲可諱之號者可謂謬矣

孟子曰仁之實事親是也義之實從兄是也智之實知斯二者弗去是也禮之實節文斯二者是也樂之實樂斯二者樂則生矣云云朱子大學序文云其高過於大學而無實此實字當將毋子所謂實字作解非指方便言也記誦詞章指科舉之學而言也其所以爲無用者蓍文清公讀書録中言之諄諄矣或者誤讀序文以爲詩文非儒者支竟不想到風雅列於五經大儒程朱之輩作詩著文何曾斥爲禁忌可謂癡人說夢矣然非謂玩物喪志亦無不可也

聖人不言處變之術處變之術惟可與權者臨時自知非所以預教人也故不得已而言之則道其常而已矣瞽瞍殺人孟子所答明白然使瞽瞍果有此支舜與臯陶所處未必如此是亦道其常而已況周禮有八議之說乎蓋有斯心而後其處變也必當所謂斯心者何其臣不以天子枉法其君不以富貴易親是也孟子又言言焚廩浚

井支不言其支有無唯言聖人友愛之切
至蓋亦大賢之語也
明儒以為宋儒迂腐故有假道學頭巾氣
之說夫三代以降經學經濟岐為兩途蓋
專主理學而不知豪變用權之道則或未
免乎用舟於陸故一旦臨于經濟則或有
枘鑿之病焉然宋朝諸賢自甘迂腐卓為
一世之教主其旨深矣明儒之於學也勤
或雜用申韓老莊之說駸駸乎將流於詭
譎如此而不已則聖人之道不幾於熄乎
故宋儒之學如迂如腐者實聖人之意而
明儒之以為不迂不腐者乃異端之說非
聖人意也如薛文清公者粹然一出於正
可謂賢矣宋儒之學明人目之為迂腐固
有似於迂腐者蓋弗思之甚也彼其迂腐
宋儒者使之見於孔子亦必以迂腐目之
矣齊景公欲封孔子晏嬰不可季康子欲
召孔子其臣止之叔孫武叔毀之於朝皆
以迂腐見之而如子路者以十哲之一人
直以為有是哉子之迂也故余嘗言曰明
儒大抵可與言異端不可與言聖學
夫至理之所在見識明而本心正則天下
無可廢之學亦無可退之術兼容并包統
會融通咸可以為正修治平之資今夫芫

青斑猫殺人之物也醫官猶收之於藥笥
彼其惡而斥之固是也然收而藏之亦未
必非也或曰如子之所言似乎不置皂白
於胸中者孟子曰能言而闢楊墨者聖人
之徒也韓子曰不塞不流不止不行孟之
與韓猶未盡耶曰何爲乎其然哉彼一時
也此一時也然斯道也以孔孟爲標程朱
爲準愼獨自省無愧於天地鬼神而後可
得而行矣豈容易也耶
日陽貨家臣也而孔子往拜之時勢所然
聖人亦有不免者但不失其正尔
日拙者之於碁也惟見其盤之大巧者則
不然譬如鵾鵬之冲天扶揺九萬半歲一
息惟尺鷃蜉蝣見其久且遠而鵾鵬不自
覺也人之於學也亦然
天下妙理不論巨細各有極到處字到王
義之極詩到盛唐極文章到韓蘇極學問
到四書極演說到程朱極吾知雖歷萬世
莫之能變也但不知醫道當以何者爲極
辨駁紛綸有如聚訟至於明季雜以異端
之說倥侗無據遂令病者無回春之望往
往死於非命可嘆
日佛者在世界內別開一世界命人曰快
樂之國其俗无君臣无父子无夫婦無士

無農無工無商食則米穀蔬菜不御葷肉不飲酒衣則壞帛髡其頭而方其袍凡衣食之需宮室之制咸仰給於十方以看經念佛爲業以明心見性爲志清淨默靜優游自逸以其敬愛四方人不知其爲一國也

有比隣者北勤勞南遊蕩除日債主塡門忿爭辱詈無所不至其妻不勝怒怒閑言曰北隣勤勞卿不能學耶其人搖手曰彼則有終年之勞苦而僅獲一日之快我乃有終年之歡樂而只受一日之苦何可易也陳後主隋煬帝未嘗不以衣食爲笑終至於亡國絕祀亦此類也

凡結師弟之契者雖在千里之外每年歲首一遣務致紆年之賀詞則可以知其安否可以知其任豪又可以知其讀書不廢何喜如之有書必有幣古禮也或團扇一柄或扇子一把伴械亦足矣儻或連年累歲音問寥絕時有想及不無憂愁之念令尊長有所憂愁恐非子弟所宜矣

中庸云詩曰尚不愧于屋漏君子之所不可及者其唯人之所不見乎余甚重斯言銘心刻骨自初學至于年將八十未嘗一霎而忘也但未得其髣髴耳昔有一法華

宗善說法既而有犯戒之聞聽衆日退寺門閒寂一日陞座颺言曰檀越未見夫蓮華乎雖生於汚泥而人必賞之者以其有香我固汚泥也然所說者蓮華諸君既有愛於其香亦何論乎汚泥斯僧也以汚泥自居欲勸人以蓮華可謂不知內愧者矣然吾儕之講道也亦猶是乎

有一才子焉自言曰以予屈于下僚可惜余曰子以異才而屈自以爲可惜宜也然以子之才鳴不平於詩章百世之下誰不嘆慕儻一旦貴顯則於俗士之間隨行逐隊可不亦減價乎其惜也甚矣

古人云讀諸葛亮出師表而不流淚者其人必不忠余於樂毅荅燕王書亦云

國話長而慢其狀如何國話サウデゴザリマス長而慢韓話クリツクト短而促唐話則一箇是字國話サウアリテカラ長而慢韓話クリハタカ短而促唐話則一箇既字話話如此奚啻天淵

井田封建學校肉刑關一不可三代聖人之制所以宜萬古而無弊也漢文有不忍人之心以笞代之然後世上者或輕用之而下者或輕犯之文書盈于几閣未必不由乎此也

夫尾大者不掉固爲理勢之自然然天下之治亂國祚之久短未必專在藩國之大也漢賈誼立削國之說鼂錯主父偃祠尋慕傚至於武帝行其推恩之令當時藩屏非不微小至於末流王莽奪國而同宗諸侯俯首服從而國遂亡矣蓋我國侯伯如此强大何曾有逆節構乱之人乎要之君明臣良則上下平和區區法制非所用也書生之論徒爲强聒不究其本言雖剴而未中意似密而實疎故孟子有言曰格君心之非一格君而國定

周公恐懼流言日王莽謙恭下士時假使當年身便死一生真僞有誰知此乃白樂天放言詩中四句也古今以爲王荆公作者非

事不中沿曰邪事皆中法曰正正之中又有雅俗之別偏執謂之俗超脫謂之雅學不以不知

天下事本不難爲也惟人不會做耳唐陸象山曰國家元無事惟膚人擾之耳此是一說

吾與愚師聒語凡事有關於理者必筆之師又從而輯之丁積月累遂成一冊名曰橋窓茶話古有邇臭者又有嗜痂

者愚師乎愚師甚遜矣嗜而之嗜匹乎
對馬州文學原任用人而奉不

橘窓茶話終

椎田犬追物并序

陰臣　中山昌禮著

物部の道に三の教あり流鏑馬笠懸犬追物これを三つのわざとす昔より行はるゝ所世世年移りていろ〳〵となりぬ

先候靈感公世を嗣ひしより初て學校を建たゝるなとは興し廢すの政を行ひ給ひにしかは幽府公より侍臣をひしり馬の法を興し給ふ

かゝて之禮を習ふ人ある竹京勅才卿玄路とゝして秘府を開て典籍を取出させ給ひて遂に三つの禮を再興し給ひぬ中も犬追物は大禮なれは年を經ゝ之を記し成就しなりしに生者必滅の習

去年の冬よりはじめ
霊感公世を去給ひ給ひ
公封を嗣ぎ給ひて諸の政を
先公の御志を継ぎ給ひ
国まつりごと治り民いよ
々豊かなるに不虞といまの武とさうんは
俄かにおこりて天的の丙午の冬十二月中旬に
大地震 御賢あるべきを 仰出されて
亦放棄あるにより元治せて
雅田村の馬場を改め造せ給ふ その馬場の長さ南北
は四十二間余 東西は三十六間 周り
ぐるりに塀を設け給ふ 塀さ一すの貫を通し 去
のうへ六すぐりはなして又貫とは通し一間ごとに
柱を建て上には笠木をいれ外に竹の沢をぐり
出てき根をいれそのぐるりあり也又塀の奥の方し
押の方には口をあけてこれを物陰の口といふ又押の
塀の角ふき寳をあけてこれをお出入の口とす又
御機嫌のたれ口をあけてこれを馬場の口と云
これは去る御なるべきの時 王侯貴人はけはしく
おはすまじきなり之節は
若御賢あるにより地張にはをあけて射よこれより
おいたせ馬場の中央には弓杖四方に九尺縄を引
回して外を敬を示すこれを小縄と云小縄の

所より又長さ二十一尋の縄をもて人の馬をあまたとり
こめ九くくりまりて馬をとる法ほうこと云縄のちからは拙なけの方に有大縄の巾十八
間巾方にけづり際と云こと射人の馬と云事なり
これを張本と云みけ作り際と云又物張の業のは
九郎に射人別役する家なりこれを射人かり
屋と云又南の端十郷目と云て虎落を結ひたる
ぐりのごとく多の馬立を建て射人の馬を立おく
南の場こ所のぐりの内西南の端に衝門あり二所
と搦門と云又北の場九中央に数間の機械を設く
若の御社前にも又三間の機械と設てこれを八
を侍諸侯の位とす又御機械の左に数間の機械と

設てこれを日記所と云すこれは不日ありて去年の功績
ぬきは同二十四日に御覧あるべきに拙者ある
椎田は結城の城とさること二里ばかりにて川尻の
東小まあり川尻より清瞬舘にて　若の御やしき
所もあり所をこと日ことうりは色は天と弓矢の位を
なすけのひかりやき前日まで北風はしくていと
寒ろうしかるに十四日は天氣清朗にて日色照
徹たり　春の中別ろうに　君御城と出ることに
て色の中別より早清瞬舘に着ものして馬場ち
の出とは結の八國光僕正ちか侍従の人くハ
君にそうちまりてもて馬場に乗りて御機械
の位とも見馬場の體とも巡見して御機械は

簾とりけ餃子の幕をばとりて其時の儀式日記所
人役所虎房までを落九曜の役はさしう幕を
張りまてう検見射正射人まかりあはこの
めはしりて馬場よりはこひぬ　君清暉
鏡小のせのひのるを雲て射人みれ勝をなり馬を
飾り潔なをこの日記所はは文臺を紙筆を
かきりはきぬ日記所の北は神位を設け某の衣の
袖は贄をかけ瓶子一雙小神酒を盛りきうり色ハ
神米なるをハ用ことなれかと　君の来り
觀まふを神米はしてはなりにくはるを
たいの矣を用ふ馬場の潔なを悪く侍りぬ
也ハさきに馬場は参候せ人より役をばまうら

せて馬場の形ひ潔なを悪侍りぬハ　君をあく侍也
りふさきを清暉鏡岩なりぬかしなを大臣
拍の役はしるるかる人は貴賤上下の男別もしなく
拍の内をて　君をはねしまいりきを岩て
作りきしかるにりて拍法の装のはの内は入て南を
上りて検見射正中次射人并日記役来幣振も
皆忌ひ潔ひて東廂のもとは立ちりる射人ハ
皆決拾と射鞲をとせさうありこれハ　君をねし
まうりを敬にりてかり古射人の中ふて病ありて
あるのを紙はハをぞして射をの法のをを取仰
人こハ庭の上下にて射をの法のをを取仰
人こと合て凡六十九人人之

既て西の方に行くように御興懸門より門の外まで興
より下りまして南の方の御玄関を通り
御陰の供のように御ひ射人の家を通りの時
六十九人の面々何も　君を始め奉る
君既て射人の家を通りの時に堀左衛門殿
御陰の東門の南ふむ人をもって走て東門より導き奉る
君日記所の方を通りの時に　橋殿の上座に南面ふ
堂の方を侍て長座は　君の御あとに進ひて東つ
より御ひを陰の小座は御陽の西門に入る六十九人の
面々は　君を始め奉る御陽も直ふ供の人
おて仮座の中に入て射人みな具足を身に付て大
行人東端の所に出て見物を待ひる殿教授

方に助教別席の法儒方の上座に坐す法師
方に居る　君の御対の次は国老堀左衛門殿
僕臣竹原勘平市右衛門田中兵庫助鹿沢歌兵衛
奥村安左衛門　大行人を初め奉る
何も坐に法師ね竹原勘平市同東洋父子は僕臣
近侍に云世々公家の礼式を侍へる家にて
ありし八間より馬の飼賞場所の人まで大進物所
花の方にまして　君の御前へ伺候をこれは
君御教ひ奉ります　御前は御弱ありんの
事なる
既て伝は即き社家方に成ハ大行人として松下
久左衛を召ひて大進物始ましく命せられバ久左衛

畏りて立ちたつて　君の命を受けて人もれが射給ふ
馬よりのりて南の方の的の射まはす逆立つ検見中次もことろふ
馬より下りて射人の後より立つ　吏氏の士二人もそりふるがる
ちうけとり　小さ刀をさして地法の装のごとく入
中山市を進　獲者は童子二人なり小結烏帽子をけ
焼殺命卯　左右　素袍小さ刀をさし帯をもつて相随ふ
野間源　平野紀右二人なり　四人次第に進みて大
神を小笠原の式を用ひ　縄の制際の為まして四人と共に沓脱敷に向てね
ちうそしより拍陽の東つを四方紀所にのぼる
出り給ひて戸をさそ　射正三人　松下久春　江良
もつて　小さ刀をさし　東墻の　青　賀茂兼治　も
射人の礼式をちうけようづの事を
大掛の者八人もまさもつふるがる　ちうけとり　小さ刀を
さし行枝をさきの的の内に渡す立つ者二人つまれ
居て大の渡りの間を通りて射人を射させん
拍　大設の者八人もまさ同じ服して素袍の袖を
たをれにけ脇をとりすひ地法の西の家に向ひ
立つ士二人ありてこれをさきさごるなりの者十人有て
見よおれて大掛よりう
既に諸の役人を使ふ所さわれ　二十四騎の射人みれ
をつふるがるちうけとり　藤の皮の胡籙を背をさき
小さ刀をさし　素袍の肩をぬき後まで褶み射
鞘をさしうちまも馬も鞘をさし　射童数三
所数側白木箭のうを持　箙用の矢を一筋うち

そなへて勝負は三番とし籌は白籌小
鷹の羽鷹の羽式八交刺等の古式を用馬の
脇に竹根の鞭をぬきたてうま八寸ばかり毛色を
あらはしたるもの〳〵の馬よりおりひくの鞭をうけ
とりて相撲の東西に引分て徐ろに
打おろす（向みまあつ屋を南八筵敷家をとりてなり）
筵のはしより打かけ上まの四騎と次まの八騎八坤の
口より出おろす上まの八騎は東西のはしより打入て南
端の下に馬の尻を北にして馬を立つみれ東を上
にす次まの八騎は北を上にして馬の尻を東に向て
西端の下に立つ下まの八騎八乾を北にして馬の尻を西
にして西端のうしろに立つ八騎も皆一人とたつ
なり検見一人喚次一人も筵の口より打入て検見は
一番の東に立つ喚次八日記所の東の隅に立つ上まの
一番馬をとらりおろして大縄の西北の端に行く（馬をとらんとて馬の尻を西にむけてとらるなり）
行く（馬と馬をよせわて馬の尻を東にむかふ）二番も同〳〵馬をとりおろし
大縄の南の端に行く（馬の打板二番二番目紙なり）六番は一番二
番の南に立つ七番八番八三番四番九北に立つ西の
方は一番六番七番三番八と並立つ東の方は二番
六番八番四番と並立つ一番二番と相撲をとる六番六番と相撲をとる七番八番
同紙也検見馬を進て大縄の違目に立る口取
とりて馬をとり下り小縄の際に立り　君の御機

数に応じまして射手の中より下手の者馬
より下に立て検見選て馬寄る中次も亦同じく
馬寄る三番の射人みな射終て馬と打出して大縄の中より
外れ馬よりのまた検見馬と云て
勝負さしたる数を数ぬる者
なし者さむらひこと〻と云て亦の際に清水
検見方式目のもの作と云こと有る
目清水縄〻立てある人数馬の数と云也
矢を作る人数の者清水式目を云通り検見むちを
もつてもや放ち〻と云て放の者作こと〻て縄
縄をこうかとをるつこあなを八目四のかとて射ぐら
数賞のうちより射手みな
射ぐ検見さきのごとく数とあげて清水やあると
より放の者さむらひとこと〻てかとを縄の中より
外れをみ射方なりげいとり検見をも放せと云射
人矢をたぐ〻放の者なとをかせは射手名乗り馬
手切押のうち若八縄をるてゆそろいあるもてこれを
射るを矢あるうりのはばくひをたてう通とこと〻て
馬の足といをを検見もを矢と〻て矢と賞す
されども射はあるうを矢あれども矢の数あり
きにうて検見射てあけと云てを矢を拾次の
なりは二人のあるうを矢あ事矢をて馬の足を
おも検見もこれをこと〻てを矢を賞をけ射は二人
の矢縄ちり〻あているまるいつれの矢をも定るけ

れバ検見矢所に命て矢を射さしめ白箆鷺の羽
漆矧何やらにて姓名をば申させて
弓手を待ると云検見手中りと問はみれしそう
ここにて検見馬を鴻巣の際よりちかやは中次せ
申りて姓名を問て御検校の前に参り口次をよ
びて口をとらしむ馬より下り御検校に向て検見の
中ことく申次 馬よりおりて申次ことハ古ハなかりしかと也今ハ君と八数ありつ騎にかく下馬して申次しけり
さ附日記所より幣振幣を帰かたくし三度振之これ
は中りを人に志らしむる為之附日記御中りと
矢所を付けて勝負を定むる也扨御検校より
郡中部扇を揚てさて八下馬ふ及馬より申次へ
きよしの命を伝ふ申次其の所よりて馬ニ

三迄のあまでを絶のむこふにてこれを射て
かとば迄さる迄三迄めのあは松下清范弓手ふく
矢当を射て矢こくへしてし馬をいれて検見矢こくへ
志て馬をいらし矢所中りを問ニと初のことくして
を矢を定しるを備示のかへおかしぬれは又次
を姓名等を問て検校の前に参り鞍立して姓名と
申次鞠形まのりても三の所へ入る三迄めの矢より外の
おとし絶そはこれを不射絶外に迄かしてへ八寸迄
遠く返つまくつ間つ弓手馬手ありひ弓手馬手
切等りそこれを射る 迄となれとも御検校は八け通貞范ならも遠く迄外るあれは矢をさしもどして其迄 検見
は浮るのてく前後左右へんをくもり矢は伝れて射手
の矢所をとみるやは矢をはかそれて四方まのられかくし

大はさびつかう武はしやうぶ馬の板のしたに
くくりつけて検見の時つぎめを打て射まよはしてけ
ぶりをおこしたる大城の者竹杖をもつてこれを叩き
そしりてもかくざる大武は法のごとくあれば検見を
なを捨をもてこれを放さこれを射しむ
なをうつくしとて馬にぐまりぬれば中りてもを矢を不
賞馬駆てとかくぐまりかはもしみを矢を検見射てな
けと云て二月とうとうむ馬をもなをりて中りうた
馬のかはらの引板さてうの切板をてへちりひめの検見
射てなをとて云て矢を捨を矢よりけれかひのよと云て
を矢を賞し申次よ者てを射名を御物者よ板
きりうの初のごとく古は絶をかりて射てかを思ふ

ことはをくしかりしかをそれそれは馬の達者すくかを尾
かくかまて角く射ちうし　大九之第四はは日記おちう
ぶりにとて初申次けつり除る馬を打ちて初をして
絶の内法六十丈と云先とぶりの切六十丈をそれば検見
敬と勝ようさ業のにはもしの所よりへる申次を京同
不よを立うへる
扇西方の八幡次ぶたをよ
南1打かして坤の渕ちう
馬をを立つ上るものごとく　西方の下る八幡は一番ち
南よ西　南よりて検見申次次ぶの後を西ちて
小ぶりて西牆の下よを立つ　次ぶのを上るもの
八幡は一番は馬板ちうを　絶のちうへうをまへ

てゝ手の縄のもとに馬を立つ二番は馬をよりて
大縄のちゝめを手〳〵馬とりあつめて一番の馬に付て
手縄の下ふたく三番五番六番七番八番も同く
乗手の下に馬を立つこと〳〵下のごとく次に立ひは
また八検見中次は墓のはしりあつめて十疋中り矢
八つ四つ〳〵大二疋宛

犬追物の組事

上の組八廻宛

上の組

白井左内　江良丹七
松下清兵　野間藤兵
蓑田卯吉　志賀太郎
田中富源　的場兵部

検見

弥五郎　検校助

中次

江良四郎

検見喚次次のごとくなのはしりあつめ八郎の検見喚次
なるもの一番のふに馬を立つれで
中の人誘一番が次第〳〵馬とりて大縄の際に並立つ
を式八上のこと〳〵検見馬と打出せ八中次も又家の馬
次のこと〳〵日記の乗〳〵馬を立つ検見大縄のちゝめふ
馬を扱やて縄のおりあつめにもちぬ有て沙汰や
あること〳〵初のごとく射手矢をはなつ検見打也
のやうに射りと云ふ放者なと打ありてなをる
もと〳〵初のごとくも射人馬を立なをこれと射手
初のこと〳〵大二疋まで縄のおり定のやよ

又和のかたにあるを奥州は喚次と云て日記不和
喚次こと家のこと〳〵又六十疋ほど給ル
中ゑ　　六十疋　内六疋
白井清左衛門　一疋　　大槻坤次　疋
志賀仲次　一疋　　的場侍従
内藤英助　　牧兵九郎
宮野弥八郎　　野尻左宮
検見　　申次
江良又十郎　　太田平七
又検見中次家のこと〳〵馬と紫のにはり打おこと家のこと
ゑれハ下ゑの八幡馬と打ゑ南に立つと次ゑの
こと〳〵上ゑも又一番より馬と引て南〳〵下ゑの
立ル後ハ西端のもと〳〵立つと下ゑ
のごとく中ゑハ上ゑの礼のこと〳〵馬と出て進て来
端ゑもと立つ検見中次又家のこと〳〵紫のにはり打ハ
ることこと家のこと〳〵式はこと一疋弦巻て射て二疋
ゑのかたより射てこれを射ること後に高馬ゑるもの西人
ありて人馬ともにひきて皆とぬきゑ打て相ゑとれを
ゑもて相ゑる又馬ともにひきて皆とぬきゑゑるもちて
五ゑ揖して後ゑの後の二端ゑ立て馬ゑのるさ後ゑ喚次
ゑりにのかたとよひ検見十疋のかたられられは敬と
揖ゑさしてもと所ゑ打ゑ人ゑること家のこと
下ゑ　六十疋　内六疋
内藤平蔵　二疋
的場吉右　一疋

岡部長盛朝臣　一通
板倉武蔵守
香山新次　一通
検見
永原検使朝
天明六年十二月二十四日
三条組二十四騎衆
日記
中山市之進
来幣振
野間清
射正
特野兵庫　一通
桜井英記　一通
吉田左内
喰次
江原四郎
境野新平
平野駒吉

松下兵衛　江原半内　長見惣兵衛

已上下条の大御馬の一番より馬を乗して
南へ乗打して南墻のもとに立つて家の上
次第に一番に馬を乗り南へ
西へ乗て小く打てもの後に立つて家の後を
は次第のごとく馬を乗よせて南墻のもとに立
つて家のごとくして京都の方へ
ものの後に久敷時にて中間人数の検見
與次下馬しめれば三条の射人もくく下馬されば
にて馬の口を乗いつもの者をはきこうもの
御機嫌のうたもきて相〳〵検見中次は業の口
より西へ出れは上条八騎は騎づゝ南へ

左右のもとを行縢のもとを引て弘前の口合出る
中をくぐり初めの人馬のごとく来初の口より出る
口次中間あり射手のあとより馬を引て次第のごとく
出る也 一同より日記帳振 一同より日記帳にかきて
初のごとく初際にて 所振 所振
初のごとくにて振の筋の口合出る所の戸と
されて三ものの出口より出る 日記後今日の日
記をば射正まるとされは射忘れとなる
所振 所振 所簾を乗て
俄頃ありて又一ものの出口を行つさすを
仰下さるしば日記後帳振初のごとく日記にのぶる
はたち八帳振 射人十八騎を一ものの内のおよ馬を立
初のごとく検見喚次も亦同 射人九騎と検見中
次は筋のはしりの九騎は坤のはしりより入る十
八騎各南の方より並立つ十八騎の射人次第のごとく馬
とおかして大縄の也 亦立つ亦家のごとく
検見馬をおかして大縄のもとにおのの馬をたつやぐて
馬を縄よりおろす 日記帳のごとく日記帳のおよ馬を
立つ今度八初一疋を縄より射る二疋めのおかれる
て射て十八騎一同より也 亦也亦これを射る
これ家より同じく十疋 大十疋 中り大十
犬追物手組帳
江戸丹七一疋
白井清右衛 二疋

同敬平蔵
太田平七
大槻坤次定
的場侍従
志賀伸次二疋
田中富弥
狩野兵吏一疋
的場彦助
検見
江良久十郎
天明六年十二月二十四日
日記

同敬ゟ助
宮野弥助一疋
道家九郎
渡邊武七
佐藤勝ゟ助
岩間次郎
岩男仙ゟ郎
宮原次郎吏
申次
平野弥吉

境野郎助
幣振
野間清
射正
松下久吉
江良半内　検見想之者

能く十疋の犬迄は各下馬して初のごとく射人九騎と検見申次八騎の口より迫り出る九騎の射人八押の口より迫る人数のごとくしなは日記幣振は迫おせさるゆえこれは重て犬迄相付べきこと
仰下されなりて後の日記と共に出せんがゆえ
一疋の犬迄相果れは又一疋の犬付べきこと仰下され
候ては二十一疋と一疋とそれ相付べきこと武い

中山市ゟ進

[illegible]同〳〵人数十疋ヲ以て御召連
[illegible]追掛ヲ以参
萬栄右
白井左内　二疋
武蔵猪熊
長瀬七郎平　一疋
河田弥八
野尻左学　一疋
[illegible]角介
野間幾助
内藤英助　一疋
深野新助

[illegible]十疋
中〻矢十

[illegible]右　二疋
志賀右郎介
[illegible]
[illegible]八郎　一疋
[illegible]　一疋
成瀬角馬
鎌田軍介
松野[illegible]介
奥村武学
[illegible]英記

松下清兵衛　一疋
検見
[illegible]
天明六年十二月二十四日
日記
境野[illegible]郎
[illegible]
野間[illegible]
射正

中[illegible]
[illegible]民四郎

中山市[illegible]進

松下久之丞　河[illegible]半四　[illegible]見物之儀
十疋の[illegible]検見中次射人時下馬[illegible]
[illegible]茂と相〻[illegible]

蓮坪のいとう邊なる家のごとく　日記帳も家の
ごとく利勝なる御板敷なれば　ゆるす家のごとして
蓮のはとり邊なる家なる　流よる西ゆれば　八戸なる家の
流る西ゆして日記を射正まゆゝもて家のゝ
射正日記を御板敷なる　家のごとくこゝもて
のな邊拍子ぬ
されば邊拍子ぬれば　命せりは射人の中て
流る馬遠者うゝ人ゝ　馬場の中と一同ゝ邊
つゝゝ作ゝれ　馬をも人ゝ二
十づゝ拍て坊の外て馬
ゝて馬を拍ゝ　馬と次ゝ邊
邊勝ゝゝて馬場の内を駆邊ゝ

こゝ歸の濱ゝ雷のごとくこゝ
さゝゝ本ゝれば
とゝゝ

君恵御氣ゝの世邊

流ゝ邊勝ゝ流ゝれ　御簾と郭ゝ日と流小
西ゝ西ゝ西ゝ　御ゝ流ゝ　御ゝ作ゝ
西御人ゝて　松ゝ人ゝ　御板敷ゝ　西塚郭
武見塚ゝ　ゝ邊ゝ　西場の東ゝ　引ゝ
射人ゝ郭の西ゝ　ゝ南の東隣の　ゝ引ゝ
ゝ流ゝ　御ゝ郭ゝ　月緑ゝ　六十九人の
西ゝ流ゝ　ゝ酒者ゝ　ゝ下ゝれ　酒二六六中　月緑
ゝ　ゝ人ゝ　ゝこゝ　ゝて　ゝ
ゝれ　ゝ　ゝ　ゝ

君子は射礼を行ふ也。まづ馬場を西へ下りて、初めの射手の矢人の和を西へ過ぎて、矢の西ふ
君たゝ〳〵のひきは、はつきも目ばかり射を射
たりかくまでも大礼のごとく、礼ひめらるの礼にてたゝく
市磨言を下さしめらる射人まの西へは正元服平を
勝つとして、市磨の礼を博へたるの人は六十九人の
西へ向目を施〳〵弓矢の実かしうへるとして天を
仰ぎ地に伏してそ歌ふる
さしはは山田の礼にて正元服
磨言を勝ひ射ふ〳〵さしかは正元命をつうふるの
かり〳〵に弓矢の道とうふとみるの所〳〵やかまに
北者の礼を行のひまるも文章あるもの武備あり

武事あるもの交備あるかゝひにて学校を八建て礼楽の
教を施〳〵弓馬の道とはうふとみて武まと学ふるの
道君は初めのもの所のもの〳〵西へ向ひて世門を初めて学
学ぶもの市磨ありされは六十九人西へはやで下編ら
あまたの酒者とは坊の中まそこれをひゝき頂戴せ
ひゝくるのさ事ふ〳〵 坊も行事民の教をそけ日は
精とも〳〵 ひたをつとめ学ひにより 君の市磨
あづかり〳〵る武まの為にてみけうのあるべき刻 世よ
教のさ 命をうふむるのいうさまと次よ人まで雲と
くむけうさいざゝうきそそ学〳〵みる次も次もあるもの
六十九弱いつまも坊下をさして学連て西へ向る大黒
参古志水前七入江御番坊横田内蔵次林幸八大村数助

藤波銀之允富田小膳奥村伴右衛門野間文之丞高畠莫介
越生吉兵衛森本彦治郎か藤田甚之允成瀬係賀小膳
的場某年釘本官吉三郎十九人の面々ハ今日の射手の
錬の事を打なすけるか此中には古射手も多あって初より
今ことカを合せ再興し犬の学校年始とおもしける人々も
多かりしかれは此日ともに多くのあるに人とく立り射手の
業を取なすけるによりて此日のみるも備る如く礼調
あるも此人々のいそはし之此人々その手にもかれかく
いつまでもそぞろ不痛にあるたのりて之今もかくしけるく
諸士の後に列なり親しく此業を興りしもの天実加
なりしま其始末を記して家に残せるものなり

犬追物再御覧記

天明六年十二月廿四日
先君大諭公椎田の馬場にて犬追物を御覧せらる
あくる年しひられゐくる七年七月のはじめより病の
床にふし給ひて九月十二日にはつゐに御歳二十九にて
吾妻の邸舎にて薨しのひもぬ同しく十月に
今の公世継給ひてくるゝ八年六月廿一日にはじめて
国にのせ給ひく諸の儀式政もみれ先の君のごとく
まれりひかひしかは万の民百姓とみ又ゆたかにまく
おづさまりぬ殊に民を撫国は安しのひぬれ九月
の初より大夫士の文のみちの嗜のことも勧め給ひさ
との仰せされども万機の政の志あり給ふより一日も滞

て見と歟のひゝ同じく十月廿六日なむ大臣殿を
椎田の馬場にて歟のつぎさまの　作られて
検見射を始め射を日記来抜とゝめ所大殿の記と
凡武士頃へまぐ之のめ所ひ所ひ所ひ所
所をおゝ僕正行京都中納言　椎田の馬場に糸
是馬場にたゝこゝや馬場より馬うりひてよつつのと
今ど調ものひゝ代月八天気ものゝやうなるまこ
とゝ春のこゝなぐ行ゝ
公八歴の中納言殿にて府殿と出立せるひ所ひ
下納言はゝや清暉殿小の中納言は嶽にて
馬場にいとう所ひゝ豊椎勅中納言など共門の所ゝ
ひとへなるゝ

公卿つゝて参りたりこれ
つのひ日記の来のひるこのひ
殿ゝこゝ年ゝ
大詠公の大臣殿　清覧あるゝ　礼のごゝ
公卿ゝ拝殿ゝ
次の拝殿ゝ
指十高之右　千青三十枚　この中納ゝ
けもで三十六詩と三ゝ
ぐこれと射る其礼公ん天明ゝ年の礼ゝ
畏ゝ
ゝ
三度ゝ六色さゝ
鎌倉殿の

一手とし武八六騎と一手とし又武八十二騎と二手とし
其後八十八騎を三手とする事は見えざりし　建長
二年の御濱出に越後の太郎武蔵の太郎お射手に
催されしに名をさへりけるより十二騎を二手と
なりしは見えざりし　同三年の御濱出に壹岐の泰
縄が隆印によりて供奉の御中に人のきびしく御除
にあり内より横溝太郎をもって泰縄に申入ありて
御十八騎をえらんて三手の犬追物し給ふ　室町どの
御所にも手組れし犬追物は三十六騎を三手にして犬百疋
十を射又二手は二十四騎にして犬百疋を射ると云ふ
記し置ねるとも　其日記とはみえざりしにかたさける
するむ花御所の東山殿の御所には十二騎をとして一手とし

武八二手三手又八三手十手の犬追物有て犬千疋を射
のひしもその日記と云ふ八十二三人ま八見えずして手組を
義政もつ人てお出させひろのこまられバ鎌倉
室町東山どの御所ども射手の人々ハかくすくなし
より正保四年に薩摩守将軍家へ御覧に入
のひしハ三十六騎と三手にて一手ごとに犬七十疋
射其次には十二騎を一手にして犬十疋を射らしと
云ふ事記し置ねれバ三十六騎を三手として犬射
にてをは古の如くにて康言院どの大猷院どの
御所より以前無興事かりしがひとしきりの日記記録
もうへかしずらく御開ありて犬追物無興しなひ
てほどなく射手の人々のかく多くなりて　総会殿の御所

世稜市図書館

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

犬追物之組事

江良丹七　二疋
湯地兵助　疋
薄田軍助　二疋
宮脇右衛門
香山後助
[illegible]

志賀仲次
[illegible]　二疋
後藤[illegible]
松野[illegible]助
吉田[illegible]　二疋
宗[illegible]

検見

[illegible]

中手　犬十匹　中矢六
松下清[illegible]　二疋
松村[illegible]
[illegible]　二疋
[illegible]　二疋
[illegible]
[illegible]

検見

江良[illegible]

下手　犬十匹　中矢七
[illegible]

中次

江良[illegible]

朝山八[illegible]
佐藤勝助
加藤惟[illegible]
[illegible]　二疋
那[illegible]
[illegible]

中次

[illegible]

白井左角
赤尾左助 定
伊勢和多 定
神尾格助
太田平七 定
的場藤助
検見
赤尾検校助
天明八年十月廿六日
史氏
宇野騏八郎
薙者

野間礼助
沼谷新蔵 定
上野武郎
加藤義勝 進
三井英助 定
野尾左学 定
嘆次
江良四郎
中山市兵 進

野間清
射正
江良半内 以大黒左衛門 内藤平馬 武見地蔵
太田右九郎 大槻哲也 志賀太郎助
右の三人の内地相撲を仕り又一人の内地相撲を仕らずして武を仕る
仰下されは八則十六箇条を一通りして武を仕る
大近者を組事 大十五足 中矢十
鎌田軍助
的場傳右
武藤猪爲
岩間唯次郎 定
永山八郎助
長瀬七郎平
江良軍郎 定
湯沢格助
安東久元 定
後藤吾蔵 三定
奥村武学
岩谷秀助 定

友良内義次

北村喜右衛門尉
牧貞次郎
検見
斎藤権助
天明八年十月廿二日
史氏
宇野騏一郎
獲者
斎藤太郎
射正 佐右衛門
江原半内
右獲者の内褒賞を決し以て賜物を決し以
大延者手組中
上手 犬五匹 中矢五
江原丹七 二疋
湯地順助 二疋
中手 犬五匹 中矢四
松下清兵衛 三疋
松村兼記
下手 犬五匹 中矢二
白井九内
赤尾太助 三疋
検見
志賀伸次 一疋
岩谷次郎
朝山八郎 三疋
佐藤清助 二疋
野間禅助
成瀬新左衛門 三疋
中次

[illegible]山市郎
合志九一郎
中次
荻 吉兵
中山市之進
仁田郷[illegible]
[illegible]市[illegible] 作[illegible]バ十二

江戸之十郎　　加々美安次

天明八年十月廿三日

日記幣振射之奉行右同〜

右の猪股の犬射て一疋の犬行まつる所きの所

せるれハ又二十四騎と一疋〜て先ハ射る

犬追物手組事　犬七疋　中矢四

高瀬左内　　斎田卯吉

飯田左衛門　　福田紀左衛門

数馬左兵衛　　雪野弥吉

駒込彦　　藤田軍助

宗源寺　　斎山彦助

松野吉助　　後藤吉兵

宮脇吉蔵　　野尾左学

太田平七　　的場吉郎

加々美勝進　　三苫英助

岩間秀助　　岩倉惟次郎

吉山市兵衛　　朝山八郎

神谷拾助　　志賀伸次

検見　　喚次

新谷彦右衛門　　三浦新七

天明八年十月廿三日

史氏獲者　射正　右同人

右の一疋の犬射ると和兵衛ハ没て見ハ

公方之所ゟ〜〜〜又騎馬ゟ〜〜成の別ゟ府城ゟ

帰らせ給ふて今日の犬追物の様よく御らんぜさせ
御気色もよろしかりけるとなむ今日の諸の礼式は六
十の礼に同じければ略しぬ　ましてまた不慮を救ふ
いみじき政の行はれけるも此御世のためしなりと
ありがたく覚え侍る　大黒右京　吾大田吾九郎　芳賀甚右衛門
内藤雅楽　大槻杉右衛門　志賀八太郎助　持田兵吏　上野庄兵衛
将田角助　河田源八　岩男助之丞　小代勇八　友貞富八
樹下宮之助　志方小源太　成瀬但馬　石川小膳　宮原次郎吏
富田安次郎　内藤建司　丝谷澤秋　西将源之郎　平村紀郎
三浦平右衛門　林率八　大槻坤次　松浦左右衛門　大西次郎吏
福田兼蔵　菅将平　的場寿平　篤しく而ハ病にて
かくのごとく組は八人づれども弟の事取らず侍てまことに

に射手はかりしいさかひしゆゑとしもかくも事なれ
ここに然て略しぬ

犬追物御覧記と有吉氏家士中山市之進昌礼記ちなむ正
康の昌礼詳事に於て不換一字写之あり
右御覧記者許友狸之助の昌寿自筆　自筆之字
とあり
又寛政四年　九月廿二日　同廿八日　十月二日　御覧日記及び江戸犬追物
日記有是ハ兵の隠居手紙にてそこらしけれハ
ここまでそらしぬる椎田の下絵まて筆
築の台　橋の下　まて今ハ田迄に行る月の六七の日

向後かくのごとく日々出精して今も靜しき修行して
年々の御賞翫御被下候ふうし盛りなりといへん
ゆゑなし何より文段々その色のよし義有中の
なりとうつしかふ白

中村良道

匠倉閑話

余弘道館より退きし机に凭て書を講せし折一人来りて閑談
す次教学の事に及ふに是人問て云今の度因子学館を
従弘道と名付記文を碑に節しすて大に論し以来
其為遍して此れ発意の菴之所曉りしやうなまても
いまこを詳らかなる事は知り得ん予曰只今は後の再用に教諭
せらまじ予答曰某不敢ふにして擢に教職に命せらまことも
学術浅陋にして是を任に堪んさまどとも一旦教職の瀆し
居らん事を君子の間に念くさらんもん束なかれん敢て是言を
是なりとするにはうらされどとも靜思の及はん従の事へ先中
且し君子又広く有道の君子に就て是説の当否をも質

さて安曰さく人三の疑義を問ひ奉る一先人能弘道とは経
語乃至道は性中に備はるものなれば己れを以て己れ性
尽して己れを弘めるの義なり形ある能弘道能の記は心性を
説き心は四端と云へば何ぞや答曰中庸よりも幸
性を謂道と中世は道能修て性を幸はい句備〳〵さま
もこれ人道の立るを知を備さう禅ゆり及び弘むるとは
知を性に幸て乃の立るを先人の徳業を
天下に教へ教へるの後なるべき人道のお弘論すると人を
不足なり好善は学問も士庶に浴して及び論するも
一生のうちに見分つけて己れ性を治むるの本と乃と
思へ古の乃は記中に中庸の大綱

まして天地あるは自然に人倫備はり人倫備はれば
五典乃至備はるを好に人倫行はれは親行はれ是は
義行はれ是は聖賢出る天下の公乃を為すもの一人の私に非ず
聖賢出る所は教を施して先王天下に教へ
言行を材地育して乃ち仁義礼智の道を教へる如し元
人の性本善なるを引き乃ち乃を道に弘むるは
引き乃の乃を以て釋ゆる者を魔会に設け稽ま
拙を以て冥海の沉を救ふ世道衰へるの乃
〳〵衰へ天下の人命一人倫の大乃を
先哲人力北乃を乃を聖人先人能弘乃は行乃
なり乃の解に設ふ天地の人倫の

大凡此時は立しては人の往還滞るゝ事なく多く政迷ふ事
なりしんと志しおける民人弥弘まりの代々になりかし大道
既に此ゝやして吉民皆句ゝ知り曲迷言語に迷道ふさる
時を人に自ら我心性に立きんとすゝ我名を徳の毛鏡とより
てを人の生する所は為能する故は道を立てなり間
上古　聖神　天下の基を草創し立てる時の事は記し已に
古事記日本記古語拾遺ありとなれ何まりの書より人
倫の道なるを説く事なし則ち記しく生民万奇
須臾離るべからざるは人倫の道本務の事なりと能る
神聖の極致立る事は勤める事立はなるべし勤るべし
何事の道まで皆旧神代の事に天位学問の道を立り

其所は家々の人を立て様を造く事の事と大教本人の迷
て目は君子の間に立てる人目は大夫の君子の道に道を立てる口〳〵し
上古淳朴の世まで　神聖は葬訓は立て是人の志
此ゆせしくて行事上国てには儀を示し教を立事
富せし下民の法則として立てる人の道の倫は君臣父子
夫婦長幼朋友の五つにして是を世の中に立て人は是に
の事となれは　天照大神高天原にまし〳〵て皇孫天津
彦火瓊々杵尊に　天位を傳へ給ひて時に三種の神器
を授けたまひしより君臣の大義著て　天位の尊き絶す天
地と共に窮りなく天地開けし日より今日の今に至る
まで一人も天位をおかし犯すものなく四海の下は民ゝ皆この

いとゝかく此世紀世をたもちし云ハ天照乃尊にまし云
御代御治しをを教り給ふ傳ひなり　天祖大神神器
授玉ひし時御手に宝鏡を持せられて吾子この宝鏡を
見玉ハんこと吾を見るがごとくし玉へと宣ひしより天子乃
親彰として　天日嗣を受継せ玉ひ君より神の御生上
ましくて神代のむかしより今に至るまで皇統一系にして玉ふ八乃宝
鏡ハ　天祖乃御神霊の保鏡にましませハ今に
日嗣此天大神を拝し玉ふハ宝鏡に映し給ふ御容ハ天照
日神乃継体に御坐ませハ玉体ハ即日神と同体にてまし
ませハ万億年とも以て日嗣の御親ニ在しませ給ふハ天子の
親ともに保ちなし一天地の始に伊弉諾尊伊弉冉の尊

諾伊弉冊の二尊に先立て鏡つくハき初ニ夫婦の別を示し
伊弉諾伊弉冊尊ハ天子にましくて　天照大神月夜見尊素
戔嗚尊等を生ミ給ひし時　天神大神ハ高天原を治すへし　月
夜見尊ハ夜の食国を治すへし　素戔嗚尊ハ滄海原を
治すへしと任し給ひし　天児屋根命　思兼命手力雄命
太玉　雷槌田彦等の諸神心を同しくて天神を補翼し
奉り友ともに仁を輔けしハ朋友の信と云へし　かくのごとく
五倫乃教ハ天地の始めより立て今日に到りまして人として
君臣父子夫婦兄弟朋友の道を離れて世に居る
事あたハされハ今日の何きかあり　至尊ハ　天照大神の同
体にましく大将軍を　拝ミ万姓の政を平け万民安寧

敬い　東照宮の御創建　天皇の聖代天下太平紀氏
氏子として無事泰平の御代免至しめ給ふ　邦家八天朝の
藩屏大将軍の分職たるを以て治国治民の道を
弘まして仁民乃教を備へ給ふ天子を大将軍と
邦家の君臣と為さるを以て八人父子倫
の道を尽して忠孝乃一致を敬ひ奉ること素より
天皇の聖徳を以て神聖比類遠き御徳
載の人ならいかなる文章も作ん事を為し難
剛毅沈勇にして無窮国祚を敬養生じ安寧無
天戒狀以て辛服と為すもお北方を以て和解し
学問なるも敬ハ天皇の詳なる事なさん日宣旨の

きまりの紀事に於ては　天照大神と神武天皇
を以て天皇の第一と定め給ひ宣旨を親ら如く世を
宣ひ　皇子皇孫乃新條に基き乃教ニ可ること全く定ま
ると人心ニ応ニして他に移り民乃世代弥栄を太初
の天皇と作きなり　天皇を以て作きなる事の
至当いなり　天照大神と同様なまして八人情風を
自ら尊くして天皇に親親すること宜敬の為
天皇に対ては玉体の当敬ること海内の万民多
しとして天地乃万物を以て尊ぶなり　八皇一りなるべき
乃理なる事を知ること　皇室を称するものハ種姓尊く
慶り為りて天命のみく皇統絶ることなく皇一姓の

まします事ハ異国ニ絶てなき事なりかくあれバことさらなめしとも
其むかし天地の始めよりして君臣父子の大倫正しくして
人情風俗淳厚なりしよりかくのごとく万国に勝れ給ふハ
国俗の是非よりして其紀に行ふ所や蒼生の安寧なる
を古ハ異端邪説をもちひず古より性神をつかさどる
と見えし神明の教を守まして君臣の大倫を保ち
まほしハ異域五胡十六国などゝいへるめきし大乱ハ無かりし
ゐのさかなり一治一乱ハ天下の常なれハ昔年久しくして終に
宮安に溺れ神聖の教衰へて君臣父子の道正しからず
保元平治の乱おこりて四海鼎沸し是より戦争打つゞき
止ん　東照宮禍乱を平げ給ひしより民庶千戈を

免れて父母妻子を育ひ安穏に身を終る事皆是れなり
神明の教正しく君臣父子の大倫衰滅せさるによりて天
下の乱を早く正しきに治り蒼生も安寧なるに服や
夷狄の来服することも皇大神宮の神祠に見えたるハ
八十綱打掛て引来る事のごとく行ふるごとく其盛なる
新羅ニ定りてより　崇神天皇の御時任那の人内化し
神功皇后三韓を征し給ひ　景行天皇より　桓武天皇に
至るまで小蝦夷を征伐ありて千島に至り海外に遐征
なき事ナリ　斉明天皇の御宇にも粛慎まで征伐し給
へり又若女真蒙古の北狄も乱行し是を涼(?)国とも何事も
まれ豊太閤も朝鮮を征伐して国威を海外に奮ひ給ひしなり

扨また其狀の左のごとく神明の教戒書すること天竺北唐中
国より行きてより民心始て純一なる又西土奢侈の風俗
の移りて堂塔伽藍を造営し仏寺を立て
正税の米を耕し人を立て世を海国病苦せり爰暦
無福を嘆き其の俗流行して世に出れば天闕を乾
しかるに一向宗北陸横行して以越前世の新恩を受
為に滅亡せし七郷の一向宗を織田殿の英明なる大王
を擁き上品計策の為に参河武士の忠義の名代天下上
降るまで君父の敵一向宗を以て代る西洋の新法書
及て邪術を以て民心を迷し神明の邪教変して校責
の屬とせんの為に織田殿山門焼亡の悪僧
仏破滅せらるる西洋の邪法を以て邪法を以て
民邪法を海内に蔓延せ
其照宗を刻して邪法北
樹を急厳に して寛永の時に
を根絶を絶つ以て邪教を以て日本を三眼として
為まして以て文神の教戒を以て倫北道天地の
る奉す（ゝ）ゝ自然の大道を以て無比の一子道
降り其狀を幸服すること隆盛なる宝祐
の奇術の代の当歳養生の安寧或精の幸服何也
まも空言に非ず此事を以て事こまかなり 問庚寅三代
の法教資に献上献皇献と方文一とも西土文と当代神妙
貴と貴ひん風俗上名〳〵吳なる不者こと西土の格と

神妙の俗と混淆いたしたる事を此風を矯
ト云ふを為て曰天地の大道は一つにして二つは無し
質と文とを車の両輪のごとく偏倚せざる孔子の文質彬々たるを
西土此教を以て今日に及ぶ 神妙の質
文ふ文の質あり質ふ質此教行て文質彬々たるも 神妙の
ことし二教事を施す事は教て殺かすされども
質を西土の教を五倫の大道とし
但神妙を前ト中ゆく偏の二教は仏教を五倫の
名ゆえの繁い人を事を知事を教あるを爽孔子の
立ちて名を伝て 神妙の自然の二教者

事を行ふを以て貴を献世教治教を中ハ治を家治の
法度制令なり教ハ礼楽教化也法度政令を以て礼楽教化
なり是ハ其人の働きて心性のおのずから出く礼楽教化行
て法度制令なけれ心性乃おのずから其人の働きを
治と教と偏ると治を苟且此治と教と死相を
以て用ゆる神妙の治教ハ中立て偏倚
道是ー西土の治教ハ其人の本性論する時ハ本性の美なるを
以て神妙と言ふ論する時ハ本性の美なるを
資ーて空敵に資ん人ハ教ハ偏ましかれ孔子先ッ
て先ず文質彬々を以て人ハ偏ましかれ孔子先ッ
岡中世以降天端邪説誣民迷世俗儒曲学人士路

彼と宥ハいかなる事そや曰天竺西洋なとの邪教の
害ハ如きハおのつから論するまてもなく世の人知る所なり唯民迷
世の為にハ人民ハ人倫のたとへんかたなきの所なり殊に照
の人倫の父祖と己と子孫との三ツハ臣庶従而今将来
ありし事ハ知られ三世の説を設て君父を背き俗今を
言ひけり然るに君臣親疎く又わり孝の道も疎く成り
なるは仏家の如くに説なし民として神天地に感するの
又天地無始の説起りて赫く光る　神明鬼神の
心を仇に捧けしも天を一日地を二三とやめて為すき
ハ二ツならす年を経るなり不可能にて以て中を第二年の衣よりも
なく古神の神明よりもさきの行ひを説押して万民の心を

尽く迷はしめ迷民迷世の為にしきつ那や然儒曲学も亦此従彼
この頃も戦争の世を流言するハ天然の此術を知りて
忍術をも知るといふハ漢土天竺なとの言をまつ
事をも怪しむ所なれとも世に知りてハ物理律の法の如く尾
本とハ中華中国として称し自ら東夷日本なとと称す就
数中して神州の臣民敢て云ふへき事にあらさる新井氏なとの
関東の主と称し天朝の御を御中なとんと　東照宮
皇朝と崇めしかとも謹しみて奉り又を来　皇国学を
称して神州の学紀事紙称揚しなるを卑識とし之をき
而行ひ云ふもの多くハ治教の大術を知られ人気を引馬
因しても荒舞とも　識浅き大人押れ聖人の言を侮り

天皇ことに賞して名を敵に授け玉ひ澤庵の文を
書せられたるに曲学の流を立きなり又世学学ぶ
ものの世に行はるを漢官の和学を翻譯のこみて
世の害となるさうしに取捨はなるものの駒牛ホ
言ふ人もあるべく徒に学書に入て我ものの巧拙を仮ひ病理を
祈して一学一本倉獄生死の定理窮鑿しかの蘭
を唐土天地陰陽動静の法を知る人後十日
月星辰ものの形解を論じ器数小物しく死物として
苦しきに家ホ嚴格せしを西洋の邦教ホ信
信してこを教ひこを邪説ホ非ものあるかくの古を
捨て当民を迷ひ乱ものの人ありて故の是を法ら
しむ事ふるまといつるまに家ホ立てしかの唐の防禦ホ厳
ものを立て法令ホ厳ら民をして淫ホ虐ホ虐ホ伝
せしものの術をあるに家の教民と祈仏(さなりかくめ)く
民紀邪説佞儒曲学を害大なるホ依て　我公の深く
憂とし玉ふ事なるや知み北中世以降を八
東照宮機乳五の家の学を拾ひ久のやうなれども
学ものを立る家の大害となる(き)條こを深く論せられ
学ものの学て前後の学ホ混乱(さて北条)八代を世ホ教
まて曲学邪説の大敵代して女子の間ホ学教
問　東照宮ホ学を採り玉ひ及しものを見童卒も知ホ
所ホ論ずるホ及ものを捨て実と撰実と八行まものを捨ものを

日本無双の茶侯北德寺にて宇治の円珠庵を
勢を以て侍りしに属し京師に朝し天皇の叡感を
蒙り礼の世に至り公に出て天下初めて茶事
匠を工風こゝにして禁庭を修理し供膳の
の紀やうにかゝるに又於世に大数庵枯用之しく沙弥信大
嘗に初められ行はれ侍る大内家元祖家の主料を
調進せし事世に英傑となるしめこ織田豊臣氏の代
初て主料の寄る事なく紀ことに多しかり 本能寺
初りて益〻数庵を召し永世まで大徒行はれ義公の
撰ありて礼式数典を新あるしかり孔伝全備して
幕府よりこの主料の調進あるに八膳代の慶典全く
無無一に帝式無の御代の紀元の年号北
事時を北伐と申なり又法世に初と云まれハ
すなを訓戒に初に日本茶事にして武道怠る時ハ
亡ぶを日本武尊の時に初て茶人
を撰て是を押くさせ十日なの年北年八幡頂と云
こと一家中の盛衰之和ハ北条ハ頂さる時ハ日本の船
撃なりと申く戒り給ひ使て西洋乃新法神物を使
事式申く茶一に禁ぜ甚厳千一也
名德 大徹二云ふ事志式建せりまし 貞永の年とて志
く諸教一に永世の渇仰式抱ひ玉威のおまる事
しに陪撰夫の仮と称一なる 問古事本侯哲者

中より獨威ありて武尊代鈇藁しかハいるかとて
日威ゑめ鈇藁しかり沙之意書作しものなる意ハ作の
なるゆゑハ存まるに武尊ハ為ゆゑ爲ハ推考するに
書夫猶爲と云ハ虞帝北巡るに我狄氏の義
なせしハ熊襲隼人の數とかまとるゆゑ強大なるゆゑ蛮
まるかたくなりかたし常夏ハ越羽の地平定しと民
一日も生を安んせぬ日なく武尊ハ東征天皇北巡まわして
英武後海し草薙宝劔の神威ハ以て巷夷ハ蛮
夷征伐なるて皇威を奮ふ事しらして世ハ夷狄
の猛威なるを以て逐に蛮夷の禍永く息たり威公し
東照宮北沙ふまして常陸の地鎮し東ハ海
拓ふ日本武尊の功烈ありかゆく永世まで　天孫乃滿
屋をして夷俗ハ鎮壓ふんゆゑの雄志ハ大倭ハ
武尊ゆゑ大地と宏通ハ武尊北征ハ
宮社乃鎮護生民ハ大幸なるしされハ　公北鈇藁
ふかい之ゆゑ感しまるかたし人ゆゑ北道ハ
て蛮夷の大道ハ拓し武備を整て戎狄を撫ハ
乃備とそなまて仁恵ハ施しまハ北海ハ学
子書生のゆく道ハ異之家ハ云所北家祈するハ
祝んとなるなり　問第公十八歩ハして伯夷傳ハ
ふりて感発せるまゝ芝ゆゑ学を修まの沙志を立ち

漢土の俗を成しそしりうかくこの云ふてを伝て夷
儒教の宗とし人倫の道を明し名分を正し忠家の庸屋と
なりせらまし一ハさてかくこの事をてかくを咸公を日本武尊
仰慕をせらまし　義公を仰慕仰ふ感発せらまし孝ハ志を
継とかくこの　日本武尊を仰慕ハ回　咸公の志をこの行ふ
咸公の志をこの行ふ　回武尊を仰慕ハ回
かりさる孤みまこともを世ふ為りてこの行ふ
一輙為り　義公ハ法を以て世を治めて世を治ふ
仰ふ感せらまし一を言ふ伝て感発一ハ夷斉清廉の
ふを学ふ好こと一ハ聖賢道を学ふて言ふを施し
ふんを為ふ仰慕を大仰ふ明ふて天下を世人倫

を明せんとの志を忘れハ行まし儒生の空論ハ廃して
事業を施一を言ふ為り伝て儒教ハ宗とし修己治人
の道ハ事業を施一を言ふ為り伝て儒教ハ宗とし修己治人
おのを神功皇后ハ伝ハ列一天皇天友ハ孔子を書
永を弘めたふハ正伝を一を言ふの教ハ世人
して仏を信ふ者ハ多し　言事ハ
ふ一を家の庸屋となせらハ天下ハ大益ハ
則言事一ハて咸公ハ志ハ継ふ不なまハ神を
ふ神宮ハ地仏ふ一を西宮ハ為て唯一ハ神道を
一を西の神社を再興ふて日本武の尊を崇ふ
言事を以為一ハ儒教ハ為ふ大学ハ内ふ名

武を尊重して武士の心操を振り立て威厳の志
しを継ぎ給ふ御心ばへ かんのこゝろ早えませ八百年
風化し給へるなり 世に言ふ学校といふ学校を立て志を施へを志し舞水先生死して蘭堂
の聖廟北制度を問ひ小形式制 から幕府に開学
故の大学頭式官造 ものこの形式模倣されて元制
に倣ひて 下の学士職作すること 我れ八況文
載るふくかりあらまして 法学の学士として八勤王の推弘
先徳を発揚して 此学館を設けむ 何に世に
廃りんや 開上世に功烈の神かゝる其中に武涉雷神を
祀り給ふ 元天功乃美味当威霊在茲土の伏以祀り給ふ

事なるを今弘るの道八天下の大なる天下の大なるを弘め
ふことを謂んなり茲土に威霊坐ます神乃ことを謂ふ
るも所ゝなるに似たり 曰道八普ねく世に行はれ
人倫の人倫あり出八身を以て大道乃事 自然乃
大道乃出八天地の初め 天照大神 皇孫に授
ひ給ひ時より忠孝北道那まして 天皇父子北大道既に
神武天皇天下を一統 玉ひ橿原の宮に位給ひて
皇祖天神の 教の人倫ひ 父子北恩益〻隆し 祀る
今天下北民誰か 天照大神を仰ぎ
神武天皇の教化を行はさらんや 是れ八教化の本源

なれとも　天照大神　神武天皇の祀りたまひしを実に附ても
歴しされとも礼に天子ハ天地を祭り諸侯ハ封内の山川
を祭ると見え諸侯ハ天子を祖とせんことをも得す(?)ハ本　納言公
恭倹の徳を以て　天子を祭らん事を憚りたまひて封内乃
神を祭らせ給ふへき御ためになりたまふ　鹿嶋乃神宮ハ我封内に
而しかれとも　常陸乃一宮なるハ祈祷稼土地　幕府に献せ
られしかとも常陸より奉献せられし是ぞ封内に同しきなり
鹿嶋神乃功烈の事ハ先にもいへるがごとく　天照大神ニ
も皇孫に仕へんとせられし時最初まつろはさりし地を神大
己貴神乃許に使して天地を献せしめ又皇孫を安寧にして
皇孫を降臨ましませしなり其時に皇孫を(?)に降り

まひ猿田彦神ハ伊勢に鎮りまし鹿嶋神の御事ハ史にも見え
神武天皇の御時東征伐行在しまして国摂の経津主乃
神と共に鎮りまひ武甕雷の神を常陸に鎮りおはしますに
常陸の地を鹿島香取の神まして鹿嶋御児の神香取
此子の神をも多く祭り給ひて有る時ハ鹿嶋香取の神より鎮し
其子孫にいたるまて世々に世力をつくして天朝北方に東夷征伐
なし給はれしなる是しか又不来武甕雷神の功烈を継り東征に
及ひしゆゑに非れ　天孫の降臨しまつりしよりこの神乃功烈
にも至しおれハこれこそ功天下に及ひたりさまハ今こそに戒
天孫に及ひしことを中に勤りて此神の尊ひ奉る大功成尭ら
然れとも此余りく　斯乃ち天地の大経にして上古より

神聖ノ極ヲ立テ人ニ身ヲ修メ大道ヲ行フヲ知ラシムルヲ先
トシテ天祖ノ忠孝ノ教ヒニ表ハシ神聖ノ法ヒ大ニ内
功ヲ伝ヘシ事ヲ知リテモ神道ノ法ヒ大ニ内
ラザル　天祖ノ教ヒ示シ給ヒシ神道ハ
事ハ即チコノ神ヲ主トスルモノ故ニ是レハ其
教ヲ一ツノ神ナリトシテ大道ノ教ヒ興
セハ千初ノ大功ヲ立テコノ神ノ天功ヲ第一ニ尊ケ
大功ヲ賞シ以テ位ヲ与ヘテ代ノ神ノ祀ラレシ
コノ神ノ祀リヲ主ニ事ヘ公ノ際ニ至ルマデ
ト為ルヲ以テナリ　問孔子ノ教ヒ
ミナモ敬ハ初学ノ者ノ為ニ先ヅ実ナルヲ以テ先ラキヨ

曰ク唐虞ノ代ノ人倫ヲ明ラカニスルヲ以テ人ノ生レ
ルモノ皆ナ天地ノ大道ヲ行フヲ知ラシムルヲ先ヅ夫婦トシテ
知ラシムルヲ以テ先ヅ教ヘ父子ノ親ヲ知ラシム
ルヲ以テ舜ノ時ニ至レル　匡直輔翼シテ
舜ノ五典ヲ懇ク教ヒ礼ヲ用ヒ親義別序信ノ五教ヲ
教ヘシメ以テ人民ヲ富ミ獣ノ如キ生ヲ脱シ
ヲリテ詳聖人ノ教ヒ大ニ大ニ
堯舜ノ教ヒヨリ以テ世人倫ヲ模範ト為シ
是レ唐虞ノ代ノ教ヒ乗ル此上ニ是レ孔子ノ教ヒ
別ニ立ツ事ハ　應神天皇ノ御宇論語ノ書始テ伝
ヘリ世ノ聖人ノ経書次ニ
別ニ人ノ知ラザリ

道を天下に生たるものは四海皆兄弟人倫ならん限りは我
も人も同じき事なれば我れ人倫明かなるべきを教とする所
邦俗ありて人倫明かなるべきを多く神別と漢土を
事倫を始める地なりしかるに大陽に生る方は陽の
生まれ方にて西方に生れたるものは陰の
陰せしかるに天地の始より
神別なきを人民皆模倣して自ら神別乃ち乃ち人倫
と唱へ来りしは天地の常なるべき名教として忠孝仁義
の名を立て教とせざれば民多く迷ひ易し故に漢土
教とする所乃ち忠孝仁義を説くに因り孔子の聖経
を模範して人倫明かならざる国人にして をなれば

彼の我れ欲せざる資の教とは則ち是なり神聖の教なり
今日に至りて若干の事人（若干の夫婦父子朋友を和
睦して富貴に至るの事なれども主権なるものにして偶然に
邪きは学校と治て孔子或は孟子の偶然なるべきこの偶然なる
教を人に知しめんとの力なるべきは神社聖廟を廃し
神聖は教のおつくべき知る人倫なりとて学者
を云ふ所に言ふものを施んとて神聖は祀りの本なるべし
問庸鳥神は武神は孔子は文徳の聖人なり祀るべき神社に
武夫のあるべきとは聖廟は文学の士なれば（さも似たり
公社廟無ふ文武の士をして同じくなせしめんか
曰今人の文武とは文は武士なり人の文武の道を

いわゆる刀剣ら銃砲の術は武藝なり礼義廉恥知て士道武
守行義操を厲し一家の子孫を教ふるは武藝なり久家を潰
傳授伝記伝授 況して故事を知詩文書業はなく
すら世代は皆武藝なり吾子仁義礼智の大道
通し一家の事務を明らかにして公侯伯子男なる人きは文
道と故に藝は論ずるは文藝と武藝と名異なれども
道武論すれば文道武道車の両輪のごとく離るべからず
是ようて其は道藝なりて人と藝とは一にして人を教ふ藝云
ありて是時は聖か射なるの如く藝を却て事となるなり
切なる六藝は礼楽書数を文とし射御は武なり是は藝
教ふるは文武並て教ふ故に孔子は有文事必有武備

と仰られしより藤嶋神を武神とも天祖の象教神武
てこれは此所まませ天功を亮けなりは久徒ともは
孔子は文徳の聖人なれども兵事をも論せられ夾谷の
会ふて斉侯の強を席上に挫き三都を落ち諸侯沈
討んとして歎い武徳をも傷ふ為なり今神別の人を
まし西土の教に資ふ王制教ふ神社聖教に
其武を教ふことを知しめ文武を一ふして有用の人材を
如此しまし信ふ況ふ文武文武とは信られ
問文武文武の代担任事を切
事の時は志り孝を全く行はまし
大孝為全一難きとおもふ人のなるも有之人は云ふを

かなしみかくるるなり　曰君を君に敬するのこころ君に敬するハ
ちちを思ふ心なり此心敬て君に事ふるハ孝子愛敬の二つにして勝て此君を敬するハ勿論父母を
敬ふ父母の遺体にして身髮皆父母よりうけたるものなれ
ハこそ身体も父母の身と同一きこと思ひ敬するゆへにして身を
立て道を行ふて父母の遺体を汚さぬ人ハ孝子なるものの仕なり孟子
天子ハ天下を治め諸侯ハ一国を治め大夫士ハ君に事ふる事
皆身の天職なれハこれ孝の本なり故に事の変
に臨て君の為に一身命を捨て忠義を顧ることもなけ
れハ君を敬ふ孝子ハ又信義を重て
仕ふ道ハ父母に安んぜん為の孝なり天の故に孝ハ以て宗

を治るの方に付いて言へハ孝ハ
ものとなれハ人倫を厚くし悪を去て善に
ハ孝子ハ愛敬の二種の中に寓するなり
出るの天徳の根源にして教の心根ハ孝ハ
ナ孝の第一作法なり孝ハ
教ハ人の徳ハ作法なり　問学問事業不殊其
業をなし功名あるものハ学問いとまなくして事
事業に施すこと学問ハ学問ハ即て行道にして
事業ハ学問ハ学問ハ学問

一治ハ一国家治ルハ先ヲ為シ徳ヲ貴ブ而
礼ヲ以テ主トシテ政刑ヲ以テ之ヲ治ル故ニ一家ノ
以業刑ハ元来依仮ニ行ルヲ為ク政刑ヲ以テ徳礼ヲ依ケ徳
礼政刑合一ハシ治教ヲ施ス仁ヲ一致ヲ一ニシテ先ヲ天下ハ
推ル四海ノ民ヲ安ンズ天下ハ公道ヲ為ス人間ハ学問ヲ以テ
修身治人ノ道ヲ学ブ徳礼政刑ノ三事ヲ修ル事ヲ学問ト事業ト皆一致ニ故ニ人ハ
ヲ以テ行ハルヲ為ス徳ヲ修ル礼ヲ以
ヲ以テ先ヲ実行ハ施ス政刑ノ文ヲ学ブ徳ヲ
事業ヲ学ブ不ハ則ち学問ハ事業ヲ学ブ
ヲ二ツ不施シテ其用ヲ為ル一学問ト事業ト二ツ

さて仁徳ヲ教ヘ別ハ家ヲ治ル徳礼ヲ
関ハ事ハ政刑ノ文ヲ治ル故世ヲ治メテ聖賢
の道ヲ学ブ人ハ仕ヘテ小人ハ農ヲ業ト学問
を修ル人の為ハ師ヲ事ヲ為ル学問
を学ブ故ニ孔子ハ老聃ニ礼ヲ問ヒ
を詩書礼ノ法度ヲ学ブ文字ノ流ハ修ル
倫理ハ学ブ而ハ法ヲ釣リ文武ノ道ハ一ツノ
漢歌詩ノ文章ハ画ノ彩ヲ学ブ事ノ他事ハ家ノ
安危ハ胡越ノ如ク関ラザルガ如ク一家治ル人ハ国ヲ治ル
先儒ノ説ニ似テ高ク標ス事ノ末ハ極ル
所ヲ人ハ学ブ人情世態ヲ知ル安ンズ民ヲ利福ヲ

知ることハ学問ハ全く無用にして用ひなきハ学問を設て
人我に教育したまふハ如何とかく云用ハ長短を考ひ
適宜ハ行ふべきハ学士たるものハ事業に施ハ
謹厳にして德行言語政事に久学ハ名を求ハ長ずるに
従て忠孝の用を学ひ忠孝を学ひ忠恩に報ひたまふと
志し父子君臣敬愛ものハ倫理を人訪欲ふ事を学ひ意
を述ひ性情を修養するものハ人の好むに任ハ
但其ことを人の好むに任ハ
なり聖道を則神道なりとハ知て大道の中を失ハ
み武の道故学ひて士藝を熟練し忠恩を集ハ辨
を宣ハ古孝敬にして忠君に報神皇の靈に降ハ

まハ事ハ行ハ
事に同ハ
亦倚法西の学ハ
無ハ行きて軽重なるハ二つのものハ
こと不のものハ
右の通ハ
設彰館流共治教者誰
則義公ハ士を
ものハ聖賢の
さまハ
年の
論ハ

若さ〻んも儀学を洪業ぶすりふを以て所望ぶすりと聞て者多し
三藝の修行とも多かゝんと思ひ所の会かゝんも吾子又
上内侯の人々能と四子老人事を希ふなり

退食閑語畢

會澤安撰述

明治廿二年己丑冬十二月三日 據旧暦

為合冊

中村直方